

## 国家戦略特区基本方針の改正のポイント(案)

令和2年8月20日

### 1. 国家戦略特区の目標の改正

経済のグローバル化・デジタル化等の経済社会情勢の変化や、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応の必要性等を踏まえて、国家戦略特区制度の目標を以下のように改正

- ア) 経済成長を促進し、加速化するための「岩盤規制」の改革
- ・幅広い分野における「デジタルトランスフォーメーション」の推進
  - ・高度で革新的な「近未来技術」を実装するための規制改革の推進
  - ・新型コロナウイルス感染症に対応した「新たな生活様式」を実現するための規制改革の推進
  - ・地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革
  - ・幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
  - ・公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
  - ・幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進
  - ・幅広い分野における事業主体間の「イコールフットイング」の実現
  - ・特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- イ) 新たな国家戦略特区制度の積極的な活用
- a) スーパーシティ構想の実現
  - b) 地域限定型規制のサンドボックス制度の活用

### 2. 国家戦略特区の指定類型の改正

スーパーシティ制度の導入に併せて、既存の特区類型についても改めて整理し、区域単位の指定とプロジェクト単位の指定（バーチャル特区）の整理を明確化

- ①分野横断改革拠点型指定；分野横断的な広がりを持っている等の包括性・総合性を有するもの
- ②特定事業連携型指定；複数の地域でプロジェクトを実施することにより、効果的・効率的な全国展開を目指すもの
- ③スーパーシティ型指定

### 3. スーパーシティ制度の導入に伴う改正

#### (1) スーパーシティ区域の指定基準

- (i) 複数分野の先端的サービスの提供（概ね5分野以上）
- (ii) 広範かつ大胆な規制・制度改革の提案と、先端的サービス等の事業の実現に向けた地方公共団体、民間事業者等の強いコミットメント
- (iii) 「アーキテクト」の存在
- (iv) 地方公共団体の公募による必要な能力を有する主要な事業者候補の選定（地方公共団体の公募による事業者候補選定基準の考え方についても記載）
- (v) 地方公共団体による区域指定応募前の住民の意向の把握
- (vi) データ連携基盤の互換性確保及び安全基準適合性等
- (vii) 住民等の個人情報の適切な取扱い

#### (2) 基本構想に関する住民等の意向の反映・確認

- ① 基本構想の作成に当たっての住民等の意向の反映  
区域会議が、協議会、区域に係る議会の議決、区域の住民の投票その他から、適切な方法を選択
- ② 基本構想の提出前の住民等の意向の確認  
区域会議が、住民を対象とした投票によってその意向を確認することを基本としつつ、必要に応じ、追加的な意向確認の手続きを実施